

社会福祉法人新生会

役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新生会の定款第9条及び第23条に基づき、評議員及び役員等の報酬等の基準額及び費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、理事及び監事をいい、評議員及び評議員選任・解任委員を併せて役員等という。

- 2 報酬とは、法人と委嘱関係のある役員等の職務執行の対価として支払われるものをいう。
- 3 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費や研修費等をいう。

(報酬の支払い範囲)

第3条 役員等が、次の会議へ出席する場合、及び業務を遂行する場合に報酬を支給する。

- (1) 評議員については、評議員会
- (2) 理事については、理事会、評議員会
- (3) 監事については、監事監査、理事会、評議員会、評議員選任解任委員会、法人監査
- (4) 評議員選任・解任委員については、評議員選任・解任委員会
- (5) 役員等が、その任を実行するにあたって理事長が必要と判断した会議、研修会等
- (6) 役員等が、理事長の命を受けて法人業務及び事業運営の為の業務を遂行した場合

(報酬の額)

第4条 役員等の報酬額は、別表のとおりとする。なお、評議員の各年度の総額は、定款第9条において、役員各年度の総額は、定款第23条において定めた範囲とする。

(費用の弁償)

第5条 役員等がその職務を行う為に要する費用を弁償する。但し、旅費については旅費規程を準用する。

(支払い方法)

第6条 報酬、費用等は、現金をもって本人に支払う。但し、本人が希望した場合、本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(適用除外)

第7条 法人及び事業所の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議による。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

令和 2年6月9日から施行する。

(別表1)

理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会の出席報酬

(法令による税金を控除後の額) 単位：円

50km圏内	10,000
200km圏内	20,000
500km圏内	30,000
700km圏内	40,000
上記を超える場合	10,000円に実費弁償相当額を加算する

(別表2)

評議員及び役員の業務報酬

(法令による税金を控除後の額) 単位：円/日

評議員及び理事	： 評議員会・理事会出席以外の業務	10,000
監事	： 監査業務、指導監査の立会、運営等の指導等	10,000

但し、法人本部までの距離が50km圏を超える場合、実費弁償相当額を加算する。

(別表3)

役員報酬表

号	月額 (円)	号	月額 (円)
1	0	18	290,000
2	30,000	19	300,000
3	50,000	20	310,000
4	100,000	21	320,000
5	110,000	22	330,000
6	120,000	23	340,000
7	130,000	24	350,000
8	140,000	25	360,000
9	150,000	26	370,000
10	160,000	27	380,000
11	170,000	28	390,000
12	180,000	29	400,000
13	190,000	30	410,000
14	200,000	31	420,000
15	210,000	32	430,000
16	220,000	33	440,000
17	230,000	34	450,000
18	240,000	35	460,000
19	250,000	36	470,000
20	260,000	37	480,000
21	270,000	38	490,000
22	280,000	39	500,000